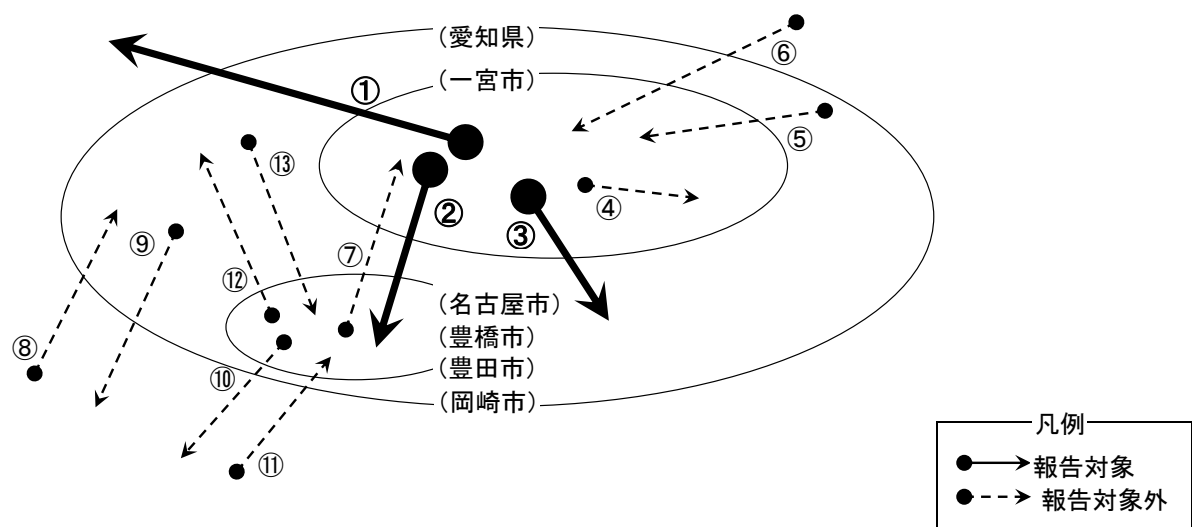


【産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書の記入について】

- 収集運搬に係る実績の報告に関しては、一宮市長の収集運搬業許可を取得している事業者が対象となります。
愛知県知事の収集運搬業許可を取得している事業者は愛知県に報告いただきますようお願いいたします。
- 昨年度（昨年4月1日から本年3月31日）の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業の実績について記入して下さい。ただし、一宮市内から市外へ運搬した実績のみが報告の対象です。（下記のイメージ図を参考にしてください。）
- 記入に当たっては、記入例を参考にし、記載漏れのないよう注意してください。各コード番号はコード表を参照してください。
- 廃棄物の量は、小数点以下を四捨五入して記載してください。

（イメージ図）収集運搬業の報告対象となる実績



①②③ 一宮市内から一宮市外への運搬が、報告の対象となります。

- ④ 一宮市内で完結する運搬は、報告の対象とはなりません。
- ⑤⑥⑦ 一宮市外から一宮市内への運搬は、報告の対象とはなりません。
- ⑧～⑬ 一宮市外から一宮市外への運搬は、報告の対象とはなりません。